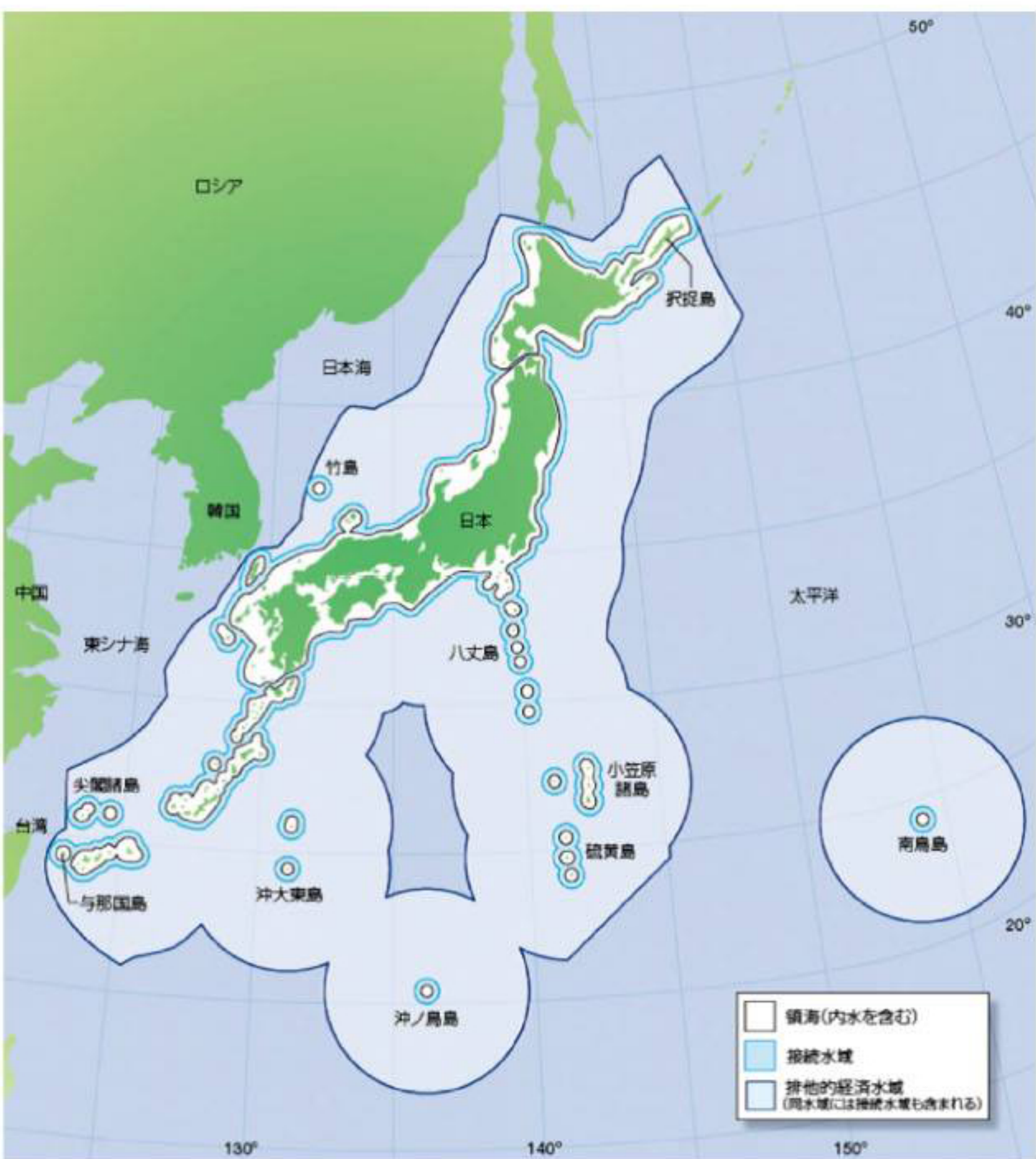


「領土領海問題」への日本の対応

(第4期島根県竹島問題研究会委員)

関西大学法学部教授 中野 徹也

「領土」とは国家領域のなかの陸地の部分を指す。日本の領土は北海道本州、四国および九州の四つの島と、そのほかの島(沖縄本島など)で構成されている。領土が海に面している場合、領土周辺の一定の部分すなわち「領海」と呼ばれる海域も国家領域となる。「海洋法に関する国際連合条約」(以下、国連海洋法条約)によれば、いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して十二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する(二二条)。一九九六年、日本はこの条約を批准するにあたり、「領海及び接続水域に関する法律」(以下、新領海法)を改正し、我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線……までの海域とする(二二条一項)。これにより、日本の領土約三十八万平方キロメートルの二、四倍にあたる周辺海域約四十三万平方キロメートルが領海となった。



(内閣官房領土・主権対策企画調整室「政府の取組について」海上保安庁より)
<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/torikumi/kaiho.html>

領土と領海の上空が「領空」であり、この部分も国家領域である。このように、国家領域の基本となるのは、陸地の部分である領土である。領土がなければ領海と領空もない。国家領域に対しては、国家の主権が及ぶ。主権とは、領域に存在するすべての人および物を統治し支配しうる権力であり、かつ、他の権力に從属しない活動できる権力のことである。このうち、統治をおこなう権利や領域を処分する権利など、領域にかかわる権利を領域主権という。国家は、主権にもとづき、国際法上特別の制限のない限り、立法管轄権、裁判管轄権および執行管轄権を行使することができる。新領海法の制定や改正は、この立法管轄権にもとづき行われた。また、同法の三二条は、「我が国の内水又は領海から行われる国連海洋法条約第一百一十一条に定めるところによる追跡に係る我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令……を適用する」としているが、これは執行管轄権にもとづき認められるものである。

「コロナ禍で日本らしさを取り戻す」

アカオアルミ株式会社

代表取締役 赤尾 由美

伯父はあの世でも怒っている

私は東京の練馬区でアルミ三洋業を営んでいる中小企業事業主です。大正生まれの父が戦争から帰った後、立ち上げた会社を四年前に私が継ぎました。二〇数年に及ぶコロナの中、今年世界的に広がった新型コロナウイルスの影響でリーマンショック以上の痛手を受けている最中です。もちろん適度な感染予防は必要ですが、今は経済をつぶすほどの過剰な反応が続いていると思います。これは取りも直さず、戦後の日本人が死生観を失ったからではないでしょうか。コロナに怯えて、大局観を失っている日本人を先人たちはどのような思いで見ているのでしょうか。

ちょうど二〇年前に亡くなった伯父、赤尾敏(大日本愛国党初代総裁)は、あの世で烈火のごとく怒っているかもしれません。「目を覚ませ！ しっかりしろ」と。伯父は昭和十七年の翼賛選挙で、非推薦ながら衆議院議員に当選議員になって二年自四十四歳の時、東条英機総理大臣に対して、国会で率直な物言いをしていました。

「米英流の自由主義に対する反撃の運動は、一世の風潮となっております。これはまことにめでたいことであり、すけれども、これと同根一体であります。この共産主義」「コミンテルン」撲滅運動に対する姿勢がくすんで、まことに振るわざる実情であります。」

「目の前の玄関先の米英と闘っている間に、裏から赤い敵が待っていることを、私は感ずるのであります。これらの発言はその後を見ても予見するものとなりました。ソ連は日本が広島へ原爆を落とされた後、日ソ中立条約を破って、南樺太に侵攻したのです。その後は皆さんがご存じの通り、我が国の北方領土は占領され、多くの日本人がシベリアへ抑留されました。」

しかし、戦時中の国会で共産主義の恐ろしさを指摘した国会議員がいたのです。また、現在我々は、米英側の自由主義陣営にいますが、それと共産主義は同根一体であると指摘したのは大変鋭いと思います。つまり、右からいっても左からいっても、1%の奮める者のために、99%が搾取される世界です。市場主義グローバル化によってヒトモノカネが経済合理性だけで動き、日本は国益や日本らしさを失いつつあります。

コロナ禍で見逃しがちな世界情勢

二〇二〇年、新型コロナウイルスで世界は一変しました。未知のウイルスに人々は右往左往しましたが、約半年過ぎて、日本では他国とは違う結果が出ています。死者数が欧米と比べ桁違うのです。ここではその理由に触れませんが、その一方で世界に先駆けて経済を復活させるべきです。しかし、前述したように死生観を失った多くの日本人が過度にウイルスを怖がって、過剰な防衛をしているように思えてなりません。また、近視眼的な対応に終始し、その裏で、世界がどのように動いているのかを全く気にしていないように感じます。先の大戦のように組む相手を間違えたり、世界情勢を読み間違えたりすると、日本は大きな痛手を負うのではないのでしょうか。

世界の変化を三つ挙げさせていただきます。一つには、中国共産党政府の終わりが始まったことです。米英が本気になれば、中共政府は崩壊せざるを得ないでしょう。ソ連があっけなく崩壊し、周辺諸国が独立したように、満州やチベット、ウイグルが独立し、漢民族が英米露のコントロール下に置かれても不思議はありません。楊子江周辺の洪水やパッタ類による蝗害も、穏やかな話ではありません。中国に進出している日本企業は陣を返す時期ではないでしょうか。

次の変化はグローバル化の修正です。これは多くの日本人にとってはよい流れです。行き過ぎたグローバル化は国益を失うだけでなく、国柄を失うからです。実際にこの数年で外国人労働者という移民がすいぶん増えました。昨年の在留外国人は約二八三万人でした。実に四五人に一人が外国人なのです。どんなに日本の領土領海を守っても、そこに住む人が日本人でなかったら元も子ありません。ですから、今回のコロナ騒動で、国境が強く意識されたことは良い流れだと思います。

三つ目の変化はネット化、管理化、分断化です。世界中でステイ・ホームすれば、インターネットを使わざるを得ないです。仕事も買い物も、学習の果ては飲み会までインターネット上でやるようになり、その先に待っているのは国民の管理化と分断化です。ソーシャルメディアとSNS政策を合わせて、3S政策(ソーシャルメディア、SNS、セキュリティ)が新しい愚民化政策ではないかと疑ってしまいます。もちろんインターネットは利便性も高いですが、リアルなつながりがこそ大事にしていく必要があります。

さて、日本政府は、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題という意味で「領土問題」という表現を使っている。外務省「日本の領土をめぐる情勢」https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/page1w_000013.html。領有権は、領域主権と同義なので、日本の主権がおもひよりの領土に対して、他国が主権を行使している場合、「解決すべき領有権の問題」が存在することになる。したがって、日本が関わる領土問題は、ロシアとの間の北方領土問題および韓国との間の竹島問題だけである。尖閣諸島については、日本の領土に対し、日本が主権を行使している。「他国との間で解決すべき領有権の問題」は存在しない。

領土問題は不返賦の決意を解決に向けての努力を継続しなければならない。領土は、国家領域の中核をなすものである。領土を喪失すれば、領海や領空の範囲も縮小される。特に、海には、我々の日常生活に直結する漁業資源や鉱物資源がある。古くからこれらの資源を利用してきた日本にとって、領土の喪失が及ぼす影響ははかりきれない。

現状、日本政府の対応は控えめに言っても物足りない。特に竹島問題については、韓国が国家をあげてさまざまな措置を講じてきたにも関わらず、長らく一地方自治体である島根県が孤軍奮闘してきた。ようやく最近、領土・主権展示館の開設など、内閣官房領土・主権対策企画調整室を中心に、国家として取り組む兆しがみえてきた。こうした事業を継続することも、一刻も早く、官民の英知を結集し、「オールジャパン」体制で問題解決をはかるべく、「領土問題研究所」などの機関を創設することを検討すべきである。

領土周辺の一定の部分であり、いわば領土の従物だからである。この場合、領土問題と領海問題は不可分の関係にあり、まさに「領土領海問題」である。しかし、領海問題は、必ずしも領土問題をともなうわけではない。領海の利用方法をめぐっても生じる。領海は、国家領域の一部であるが、国際交通の便宜をはかるため、外国船舶に対して無害通航権が認められている。国連海洋法条約一七条。沿岸国は、主権にもとづき領海の使用条件を定めるときに、船舶の通航を規制することもできる。しかし、この権能を行使するにあたっては、無害通航権を否認した妨害する結果にならないように確保する義務を負う(同二二条、二三条及び二四条)。したがって、外国船舶がこつした沿岸国による規制にしたがっているかどうか、あるいは、沿岸国による規制が無害通航権を否認した妨害することになっていないかなど、の問題が生じる。

日本は、二〇〇八年、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」を制定した。この法律の目的は、「領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置を定めることにより、領海等の安全を確保すること」にある(二条)。このように、本法は、主として外国船舶の航行方法を規制するものであり、依然として無害通航権そのものを直接規制する法律はない。沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる(国連海洋法条約二五条一項)。また、自国の安全の保護のため不可欠である場合には、外国船舶の無害通航を一時的に停止することもできる(同三項)。しかし、「無害でない通航を、国内法上定義し、それへの対処方法を明記することなく、これららの措置を採れば、領海における外国船舶を妨害してはならない」という義務(同二四条一項)に反するこの批判を招きかねない。現行法の枠内でも、関係機関は適切に対応している。しかし外国船舶による領海侵入など、日本周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しさを増していることから、無害通航に関する規定および無害でない通航への措置に関する規定を含む包括的な法律の制定が望まれる。



「竹島問題と国際法」
(知っておくべき竹島の真実3)
中野 徹也

日本を守るため、私たちができること

「コロナ騒動です」から世の中は変わってしまいました。その中で、日本を守るために私たちができることは何でしょうか。その一つは失った死生観を取り戻すことだと思います。戦後教育で、私たちは命の大切さを学習しました。しかし、その命の使い方を習っていないのです。命をかけて我が国を守った先人たちは心から恐ろしいと思つたようです。だからこそ、日本人の教科書を墨を塗らせ、教育を変えてしまったのです。そして、自虐史観を植え付けました。ある種の洗脳と言えるでしょう。

肉体は滅びても魂は生き続けるという素朴な死生観を取り戻せば、あらゆる問題解決の糸口になるのではないのでしょうか。

そして、もう一つご提案したいのは、一人一人が日本人らしい言動をすることです。日本人らしさとは調和や優しさだけではありません。勇気、勤勉、正義感、主体性などです。それらを持った人間が日本に住んでも、それはもう日本ではありません。コロナ禍で私たちは、今、天から試されている時です。そういう時こそ、先人を見習って、雄々しく新しい社会を切り開いていきます。日本人が世界の手本になる時代が来ると私は信じています。

なでしこが国を思うて何が悪い

国防女子が行く

河添 恵子

日本は女性が変わる!
国防・経済・教育・メディア・沖縄
平和ボケ日本人に贈る
抱腹絶倒! 毒舌トーク炸裂!!

河添 恵子
葛城 奈海
兼次 映利加
赤尾 由美

「国防女子が行く」
(なでしこが国を思うて何が悪い)
河添 恵子

赤尾由美の
辻説法

特別対談 「日本を語る」
並木 良和と

赤尾 由美

「赤尾由美の辻説法」
特別対談 並木良和と「日本を語る！」
赤尾 由美

「赤尾由美の辻説法」
(特別対談 並木良和と「日本を語る！」)
赤尾 由美